**総合事業独自サービスの利用回数について**

○訪問型

|  |  |
| --- | --- |
| サービス内容略称 | 算定項目 |
| 訪問型独自サービスⅠ | １週当たりの標準的な回数を定める場合 | 事業対象者・要支援１・要支援２週１回程度の利用1,1７６単位（１月につき） |
| 訪問型独自サービスⅡ | 事業対象者・要支援１・要支援２週２回程度の利用　　2,3４９単位（１月につき） |
| 訪問型独自サービスⅢ | 事業対象者・要支援２週２回を超える程度の利用3,7２７単位（１月につき） |
| 訪問型独自サービスⅣ | １月当たりの回数を定める場合 | 事業対象者・要支援１・要支援２標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合２８７単位（１回につき） |
| 訪問型独自サービスⅤ | 事業対象者・要支援１・要支援２生活援助が中心である場合 （20分以上45分未満）１７９単位（１回につき） |
| 訪問型独自サービスⅥ | 事業対象者・要支援１・要支援２生活援助が中心である場合（45分以上）２２０単位（１回につき） |
| 訪問型独自短時間サービス | 事業対象者・要支援１・要支援２短時間の身体介護が中心である場合（20分未満）１６３単位（１回につき）月22回まで |

訪問型独自サービスⅣ～Ⅵの利用回数について

１月につき８回まで可

事業対象者※・要支援２は、月8回を超える程度も可、但し１月当たり上限3,727単位とする。

 **総合事業対象者サービス利用回数増加の理由書提出について**

※事業対象者で、週2回を超える程度または月8回を超える程度の利用をする場合、使用するサービスコードに関わらず、市に『総合事業対象者サービス利用回数増加の理由書』の提出を必要とします。（１２か月間有効）

理由書の提出と併せて、**介護予防サービス・支援計画表**の提出をお願いします。

○通所型

|  |  |
| --- | --- |
| サービス内容略称 | 算定項目 |
| 通所型独自サービス１１ | １週当たりの標準的な回数を定める場合 | 事業対象者・要支援１週１回程度の利用1,７９８単位（１月につき） |
| 通所型独自サービス１２ | 事業対象者・要支援２週２回程度の利用　　3,６２１単位（１月につき） |
| 通所型独自サービス21回数 | １月当たりの回数を定める場合 | 事業対象者・要支援１月4回までの利用４３６単位（１回につき） |
| 通所型独自サービス2２回数 | 事業対象者・要支援２月８回までの利用４４７単位（１回につき） |

 **総合事業対象者サービス利用回数増加の理由書提出について**

※事業対象者で、週2回程度の利用、または１月につき５回以上８回までの利用をする場合、使用するサービスコードに関わらず、市に『総合事業対象者サービス利用回数増加の理由書』の提出を必要とします。（１２か月間有効）

ただし、緩和したサービスで半日の通所型サービスを週２回利用している場合は、

２回利用で１日と同等になるので、提出の必要はありません。

理由書の提出と併せて、**介護予防サービス・支援計画表**の提出をお願いします。

3

令和６年４月　介護福祉課